

議案第44号

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年12月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年9月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項後段中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利  
用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に  
係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項後段中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認  
定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定  
教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項におい  
て同じ。）」と、」を加え、「利用している同号」とあるのは「利用している同  
条第1号」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認  
定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子  
どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校  
就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる  
小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。